

令和元年 8月 8日
13時 30分～16時(予定)
区役所中棟 6階第 4会議室

令和元年度 第 2 回杉並区地域自立支援協議会 次第

1 開会

2 会長挨拶

3 報告・検討

- (1) 第 5 期 障害福祉計画及び第 1 期 障害児福祉計画に係る平成 30 年度の進捗状況について (資料 1)
- (2) 障害基礎調査について (資料 2)
- (3) 日中活動支援型 G H (うららか) の報告
- (4) シンポジウムについて
- (5) 高齢部会 (仮) 準備会からの報告 (資料 3)
- (6) 本会で協議していくテーマについて
 - ① 幹事会からの報告 (資料 4)
 - ② 「意思決定支援」について (資料 5)

4 その他

・ 次回の日程

令和元年 11 月 18 日 (月) 13 時半～16 時 (予定) 区役所西棟 6 階第 5・6 会議室

< 配布資料 >

- | | | |
|------|---|-----------------------------------|
| 資料 1 | } | 当日配布 |
| 資料 2 | | |
| 資料 3 | | |
| 資料 4 | | 7/1 幹事会記録 |
| 資料 5 | | 当日配布 |
| 資料 6 | | 委員名簿 (相談支援部会・就労移行促進部会・働きかたサポート部会) |
| 資料 7 | | 令和元年度 第 1 回地域自立支援協議会 記録 |

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る 平成30年度の進捗状況

1 障害者数の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

手帳種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①身体障害者手帳	人数(人)	13,564	13,564	13,467	12,730	12,576
	対人口構成比(%)	2.49	2.47	2.42	2.26	2.20
②愛の手帳	人数(人)	2,265	2,324	2,404	2,452	2,552
	対人口構成比(%)	0.42	0.42	0.43	0.44	0.45
③精神障害者保健福祉手帳	人数(人)	3,010	3,303	3,536	3,639	3,899
	対人口構成比(%)	0.55	0.60	0.64	0.65	0.68
手帳所持者 (①+②+③) 合計	人数(人)	18,839	19,191	19,407	18,821	19,027
	対人口構成比(%)	3.46	3.49	3.49	3.35	3.33
人口	人数(人)	545,210	549,998	555,897	562,065	571,512

※各年4月1日現在。ただし、精神障害者保健福祉手帳は3月31日現在を4月1日に読み替えています。
 ※平成29年度までは、身体障害者手帳所持者で重複障害の方は、それぞれの障害種別ごとに人数を計上していますので、手帳所持者実人数より多くなっていますが、平成30年度は手帳所持者実人数となっています。なお、平成29年度以前と同様の集計だと、平成30年度は13,291人、令和元年度は13,196人です。

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

<年齢区分別>

年齢区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	人数(人)	307	329	335	312	334
	構成比(%)	2.26	2.43	2.49	2.45	2.66
18歳～64歳	人数(人)	3,999	3,984	3,926	3,780	3,705
	構成比(%)	29.48	29.37	29.15	29.69	29.46
65歳以上	人数(人)	9,258	9,251	9,206	8,638	8,537
	構成比(%)	68.25	68.20	68.36	67.86	67.88
総数	人数(人)	13,564	13,564	13,467	12,730	12,576

各年4月1日現在。

<障害程度別>

障害程度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	人数(人)	5,017	5,053	5,040	4,967	4,431
	構成比(%)	36.99	37.25	37.42	37.37	33.58
2級	人数(人)	2,016	2,035	1,975	1,947	1,884
	構成比(%)	14.86	15.00	14.67	14.65	14.28
3級	人数(人)	2,293	2,250	2,216	2,169	2,347
	構成比(%)	16.91	16.59	16.46	16.32	17.79
4級	人数(人)	3,092	3,049	3,034	2,992	3,210
	構成比(%)	22.80	22.48	22.53	22.51	24.33
5級	人数(人)	607	620	640	647	695
	構成比(%)	4.48	4.57	4.75	4.87	5.27
6級	人数(人)	539	557	562	569	629
	構成比(%)	3.97	4.11	4.17	4.28	4.77
総数	人数(人)	13,564	13,564	13,467	13,291	13,196

各年4月1日現在。

<障害種類別>

障害種類	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
肢体不自由	人数(人)	6,691	6,579	6,425	6,225	6,088
	構成比(%)	49.33	48.50	47.71	46.84	46.14
内部障害	人数(人)	4,662	4,742	4,799	4,822	4,850
	構成比(%)	34.37	34.96	35.64	36.28	36.75
視覚障害	人数(人)	956	979	968	953	949
	構成比(%)	7.05	7.22	7.19	7.17	7.19
聴覚・平衡機能障害	人数(人)	985	992	999	1099	1,022
	構成比(%)	7.26	7.31	7.42	8.27	7.74
音声・言語、咀嚼機能障害	人数(人)	270	272	276	192	287
	構成比(%)	1.99	2.01	2.05	1.44	2.17
総数	人数(人)	13,564	13,564	13,467	13,291	13,196

各年4月1日現在。

(3) 愛の手帳所持者数の推移

<年齢区分別>

年齢区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	人数(人)	516	533	566	583	605
	構成比(%)	22.78	22.93	23.54	23.78	23.71
18歳以上	人数(人)	1,595	1,624	1,664	1,699	1,767
	構成比(%)	70.42	69.88	69.22	69.29	69.24
65歳以上	人数(人)	154	167	174	170	180
	構成比(%)	6.80	7.19	7.24	6.93	7.05
総数	人数(人)	2,265	2,324	2,404	2,452	2,552

各年4月1日現在。

<障害程度別>

障害程度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1度	人数(人)	69	71	73	71	72
	構成比(%)	3.05	3.06	3.04	2.90	2.82
2度	人数(人)	647	667	679	696	716
	構成比(%)	28.57	28.70	28.24	28.38	28.06
3度	人数(人)	599	606	614	610	633
	構成比(%)	26.45	26.08	25.54	24.88	24.80
4度	人数(人)	950	980	1,038	1,075	1,131
	構成比(%)	41.94	42.17	43.18	43.84	44.32
総数	人数(人)	2,265	2,324	2,404	2,452	2,552

各年4月1日現在。

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

<年齢区分別>

年齢区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
65歳未満	人数(人)	2,655	2,924	3,132	3,232	3,455
	構成比(%)	88.21	88.53	88.57	88.82	88.61
65歳以上	人数(人)	355	379	404	407	444
	構成比(%)	11.79	11.47	11.43	11.18	11.39
総数	人数(人)	3,010	3,303	3,536	3,639	3,899

各年3月31日現在。

<障害程度別>

障害程度	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1級	人数(人)	186	181	208	221	217
	構成比(%)	6.18	5.48	5.88	6.07	5.57
2級	人数(人)	1,512	1,634	1,733	1,781	1,924
	構成比(%)	50.23	49.47	49.01	48.94	49.35
3級	人数(人)	1,312	1,488	1,595	1,637	1,758
	構成比(%)	43.59	45.05	45.11	44.98	45.09
総数	人数(人)	3,010	3,303	3,536	3,639	3,899

各年3月31日現在。

(5) 難病医療費等助成認定者数の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成認定者	人数(人)	5,030	5,050	5,194	4,424	4,715

各年3月31日現在。

第5期障害福祉計画の計画数値

1 成果目標

(1) 福祉施設からの一般就労者数

サービス等の種類	目標値			実績
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度
福祉施設から一般就労への移行者数	48人	53人	60人	61人
累計	48人	101人	161人	61人
うち区内福祉施設から一般就労	24人	27人	30人	23人
累計	24人	51人	81人	23人
就労移行支援事業利用者数	192人	202人	212人	243人
累計	718人	920人	1,132人	243人
利用者の就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	20%	30%	50%	67%
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	80%	80%	30年度開始のサービスのため測定不能

(2) 地域生活支援拠点の整備

サービス等の種類	目標値			実績
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度
地域生活拠点の整備	検討	検討	設置	検討

(3) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

サービス等の種類	目標値			実績
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度
地域移行者数	8人	10人	13人	2人
累計	8人	18人	31人	2人
施設入所者数 ※	287人	279人	268人	286人
うち都外施設入所者数	127人	121人	113人	121人
構成比	44.3%	43.4%	42.2%	42.3%

※施設入所者数は、各年度末の人数

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

計画及び実績数値等は、東京都が設置。

杉並区では、地域自立支援協議会の専門部会である「地域移行促進部会」にて、精神科病院に長期入院している方の退院を積極的に進める方策を検討し、具体的な取組につなげている。また、保健と福祉連携のもと退院支援を進められるよう新たな枠組みを作り、チームで支援を展開している。

(5) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築【障害児福祉計画】

サービス等の種類	目標値			実績
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度
児童発達支援センター	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
保育所等訪問支援体制の構築	1 か所	1 か所	1 か所以上	2 か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2 か所以上	2 か所以上	2 か所以上	2 か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	実施	実施	実施	実施

2 活動指標

(1) 障害福祉サービス

※1月あたり

○訪問系サービス				
サービス名	見込量			実績
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成31年3月
居宅介護 (身体介護)	269人	277人	285人	266人
	4,030時間	4,175時間	4,296時間	3,793時間
居宅介護 (家事援助)	191人	205人	220人	164人
	1,242時間	1,472時間	1,580時間	978時間
重度訪問介護	36人	38人	41人	33人
	11,952時間	12,925時間	13,945時間	11,699時間
行動援護	10人	11人	13人	10人
	380時間	443時間	546時間	393時間
同行援護	133人	133人	133人	144人
	2,660時間	2,926時間	3,325時間	3,369時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間
○日中活動系サービス				
サービス名	見込量			実績
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成31年3月
生活介護	702人	742人	742人	703人
	15,737人日分	16,645人日分	16,645人日分	13,595人日分
自立訓練 (機能訓練)	5人	5人	5人	7人
	69人日分	69人日分	69人日分	141人日分
自立訓練 (生活訓練)	23人	25人	28人	18人
	376人日分	408人日分	459人日分	334人日分
就労移行支援	108人	116人	124人	105人
	1,797人日分	1,930人日分	2,062人日分	1,898人日分
就労継続支援 (A型)	31人	31人	31人	35人
	586人日分	586人日分	586人日分	696人日分
就労継続支援 (B型)	853人	888人	903人	875人
	12,623人日分	13,141人日分	13,363人日分	12,500人日分
就労定着支援 (新規)	24人	26人	30人	33人
	552人日分	598人日分	690人日分	59人日分
療養介護	43人	43人	43人	47人
○短期入所サービス				
サービス名	見込量			実績
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成31年3月
短期入所(福祉型)	206人	210人	214人	150人
	824人日分	840人日分	856人日分	510人日分
短期入所(医療型)	21人	22人	23人	17人
	84人日分	88人日分	92人日分	69人日分

○居住系サービス				
サービス名	見込量			実績
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成31年3月
自立生活援助 (新規)	38人	40人	43人	3人
共同生活援助 (グループホーム)	367人	382人	400人	364人
施設入所支援	287人	279人	268人	278人
○相談支援				
サービス名	見込量			実績
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成31年3月
計画相談支援	446人	446人	446人	512人
地域移行支援	7人	8人	9人	3人
地域定着支援	1人	2人	3人	3人

(2) 障害児を対象としたサービス【障害児福祉計画】

○障害児通所支援				
サービス名	見込量			実績
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成31年3月
児童発達支援	1,267人	1,343人	1,383人	1,028人
	4,401人日分	4,665人日分	4,805人日分	4,246人日分
放課後等デイサービス	432人	411人	390人	432人
	4,488人日分	4,039人日分	3,837人日分	3,945人日分
保育所等訪問支援	251人	398人	498人	16人
	251人日分	398人日分	498人日分	20人日分
医療型児童発達支援	1人	1人	1人	0人
	14人日分	14人日分	14人日分	0人日分
居宅訪問型児童発達支援 (新規)	4人	4人	4人	0人
	20人日分	20人日分	20人日分	0人日分
○障害児相談支援				
サービス名	見込量			実績
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成31年3月
障害児相談支援	134人	146人	148人	85人

※2段で表示してあるものは、上段が利用者数、下段がサービス利用量を示しています。

(3)地域生活支援事業

サービス名	単位	見込量			実績
		30年度	31年度	32年度	31年3月
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有
(3)相談支援事業					
①障害者相談支援事業所	設置数	3か所	3か所	3か所	3か所
②基幹相談支援センター	設置数	1か所	1か所	1か所	1か所
③相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
④住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有
(6)コミュニケーション支援					
①手話通訳者派遣	月間派遣回数	84回	86回	88回	90回
②要約筆記者派遣	月間派遣回数	14回	15回	15回	9回
(7)日常生活用具給付					
①介護訓練支援用具	年間件数	26件	28件	30件	31件
②自立生活支援用具	年間件数	110件	110件	110件	66件
③在宅療養等支援用具	年間件数	115件	115件	115件	54件
④情報・意思疎通支援用具	年間件数	105件	105件	105件	101件
⑤排泄管理支援用具	年間件数	7,365件	7,365件	7,365件	6,557件
⑥住宅改修費	年間件数	32件	33件	34件	27件
(8)手話奉仕員養成研修事業	年間登録者数	160人	163人	165人	135人
(9)移動支援事業	月間利用者数	794人	826人	859人	740人
	月間利用時間	13,483時間	13,753時間	14,028時間	13,660時間
(10)地域活動支援センター	月間利用者数	125人	125人	125人	124人
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所
(11)盲人ホーム	月間利用者数	10人	10人	10人	9人
(12)訪問入浴サービス	月間利用者数	110人	110人	110人	84人
	月間利用回数	260回	260回	260回	191回
(13)日中一時支援事業 (日帰り)	月間利用者数	84人	84人	84人	48人
	月間利用日数	80日分	80日分	80日分	55日分

令和元年度障害者の地域生活に関する調査（障害者基礎調査）の実施について

1 実施目的

障害者計画／第5期障害福祉計画・第1期杉並区障害児福祉計画（平成30～32年度）の改定に向けた基礎資料とするため、また、障害者施策をより効果的に実施するため、障害者の生活実態やサービスの利用意向等を把握する調査を行う。

2 調査方法等

(1) 調査方法

下記(2)表中の①～④について、郵送により調査票を送付・回収する。⑤・⑥については、郵送又は聞き取り調査を実施する。

(2) 調査対象者の選定方法

障害区分ごとに障害内容等と年齢階層に応じて調査票発送数を設定し、全対象者から無作為に抽出（5,000人程度）する。

調査対象障害区分、障害内容等

障害区分	障害内容等
①身体障害者	身体障害者手帳所持者のうち、 (A) 肢体不自由、(B) 内部障害、(C) 視覚障害、(D) 聴覚・平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能障害
②知的障害者	愛の手帳所持者
③重症心身障害者	重度の身体・知的障害の重複者
④精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者
⑤発達障害者(児)	こども発達センター、児童発達支援事業所、すまいる、障害者福祉会館（地域生活支援担当）に調査を依頼
⑥高次脳機能障害者	
⑦難病患者	難病医療費助成を受けている者

年齢階層区分は、18歳未満、18歳以上40歳未満、40歳以上65歳未満、65歳以上の4階層とした。

3 調査設問項目の考え方

平成28年度実施時の調査設問項目(別紙)を基本に、一部調査設問項目を再検討する。

4 実施スケジュール

令和元年	9月9日	計画部会開催
	9月中旬	調査項目及び調査票の確定
	9月下旬	障害者基礎調査業務委託契約締結、調査対象の抽出
	10月下旬	調査票発送
	11月下旬	調査票回収

5 再検討が必要と思われる主な設問(抜粋)

平成28年度の設問項目で新たに種別として設定した「社会参加、差別解消・権利擁護」について、それぞれ独立した項目として設定するとともに、設問内容を再度検討する。

○差別解消・権利擁護についての設問

(設問1) あなたは、これまでに障害があることを理由に差別を受けたり、嫌な思いや不便を感じたことがありますか? (一つの○)

- ・大いにある
- ・少しはある
- ・あまりない
- ・まったくない

(設問2) どのような場所で差別を受けたり、嫌な思いや不便を感じたりされましたか。

(当てはまるものすべてに○)

- ・学校、仕事場
- ・仕事を探すとき
- ・お店
- ・公共の交通機関
- ・余暇を楽しむとき
- ・病院などの医療機関
- ・住んでいる地域
- ・通所事業所
- ・自宅やグループホーム
- ・官公庁
- ・その他

(設問3) 設問1で大いにある、少しはある、あまりないとお答えの方にかがいます。

どのような差別を受けたり、嫌な思いや不便を感じたりされましたか。

自由にお書き下さい

※合理的配慮の視点からの設問の追加など

○社会参加についての設問

(設問4) あなた(ご本人)は、コミュニケーションをとる上で支障がありますか?

- ・ある
- ・ない

(設問5) どのような支障がありますか?

- ・手話でないと意思疎通が難しい
- ・口話や文字盤がないと意思疎通が難しい
- ・筆談やコミュニケーションボードがないと意思疎通が難しい
- ・親しい人の仲介が必要
- ・自分の思い考えをわかりやすく相手に伝えることができない
- ・自分の思い・考えを正しく理解することができない

(設問6) あなた(ご本人)が今後実際にやってみたいと思うものは何ですか?

- ・文芸
- ・美術
- ・障害者スポーツ
- ・レクリエーション
- ・ボランティア活動
- ・講演会、シンポジウムなどへの参加
- ・家でゆっくりしたい
- ・その他

※文化・スポーツ活動等の設問の追加、コミュニケーションの設問の確認など

文化・スポーツ活動の追加設問の例示

(東京都の障害者のスポーツに関する意識調査等より)

(設問) 外出を伴う余暇活動の有無

(設問) スポーツ・レクリエーション活動の有無

(設問) 実施したスポーツ・レクリエーション活動

(設問) 現在の取組みの満足度

(設問) 実施する上での障壁

●設問項目

種別	設問項目	調査種別						
		A身体障害者手帳所持者	B愛の手帳所持者	C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人	D精神障害者保健福祉手帳所持者	E発達障害のある人	F高次脳機能障害のある人	G難病患者
回答者の基本属性	回答者[%]	○	○	○	○	○	○	○
	年齢[%]	○	○	○	○	○	○	○
	性別[%]	○	○	○	○	○	○	○
	身体障害者手帳の等級[%]	○						○
	愛の手帳の度数[%]		○					
	精神障害者保健福祉手帳の等級[%]				○			
	障害者手帳の有無[%]					○		○
	障害種類[%]	○						○
	発達障害の有無[%]				○			
	専門医療機関の受診状況[%]					○		
	障害を負った原因[%]						○	
	障害に気付いた、または障害を負った年齢[%]	○		○	○	○	○	○
	家計を支えている人[%]	○	○	○	○	○	○	○
本人収入の種類[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○	
本人の収入額[%]	○	○	○	○	○	○	○	
住まい・世帯の状況	現在の住まい[%]	○	○	○	○	○	○	○
	同居家族[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	主な介護者[%]	○	○	○	○	○	○	○
	介護者の年齢[%]	○	○	○	○	○	○	○
	将来暮らしたい場所または暮らしてほしい場所[%]	○	○	○	○	○	○	○
	暮らしたい場所で暮らすために必要なこと[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
住まいを探すときに不安なことや困ること[%]	○	○	○	○	○	○	○	
健康・医療について	かかりつけ医療機関の有無[%]	○	○	○	○	○	○	○
	かかりつけ医がない理由[%]	○	○	○	○	○	○	○
	健康診断・歯科健診の受診状況[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
障害者へのサービスについて	障害福祉サービスの利用状況(9サービス)[%]	○	○	○	○	○	○	○
	障害福祉サービスの利用意向(11サービス)[%]	○	○	○	○	○	○	○
	必要な情報の入手先[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	サービス利用時に利用できなかったこと[%]	○	○	○	○	○	○	○
	点字の読解[%]	○						
	手話の利用[%]	○						
	相談相手の有無[%]	○	○	○	○	○	○	○
	利用する相談機関[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
災害時の備えについて	成年後見制度の利用[%]	○	○	○	○	○	○	○
	地域のたすけあいネットワークへの登録[%]	○	○	○	○	○	○	○
	未登録の理由[%]	○	○	○	○	○	○	○
	災害発生時を想定した必需品の備え 一部準備できない必需品[自由記述]	○	○	○	○	○	○	○
	震災救援所の把握 避難所生活を送るときに必要な配慮や物[自由記述]	○	○	○	○	○	○	○
児童・生徒の 日中の状況について (18歳未満)	【就学前児童】通園先[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	希望する子育て支援策[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	【就学児】通学先[%]	○	○	○	○	○	○	○
	【就学児】放課後過ごす場所[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	子育て施策全体への意見・要望[自由意見]	○	○	○	○	○	○	○
就労について(18歳以上)	就労状況[%]	○	○	○	○	○	○	○
	就労の場[%]	○	○	○	○	○	○	○
	就労時間・勤続年数[%]	○	○	○	○	○	○	○
	就労(雇用)形態[%]	○	○	○	○	○	○	○
	就労の継続に必要と思うもの[%]	○	○	○	○	○	○	○
	作業所等から一般就労を目指しているか[%]	○	○	○	○	○	○	○
	【未就労者】日中過ごす場所[%]	○	○	○	○	○	○	○
	【未就労者】今後の就労意向[%]	○	○	○	○	○	○	○
	就労できない理由[%]	○	○	○	○	○	○	○
社会参加、差別解消・権利擁護	コミュニケーションを取るうえで支障となるものの有無[%]	○	○	○	○	○	○	○
	支障があると感じる理由[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	今後やってみたいと思うもの[%]	○	○	○	○	○	○	○
	障害を理由とする差別、嫌な思いなどの有無[%]	○	○	○	○	○	○	○
	差別、嫌な思いや不便を感じた場所[%]	○	○	○	○	○	○	○
差別、嫌な思いなどの具体的内容[自由記述]	○	○	○	○	○	○	○	
区の施策で力を入れる必要があるもの	力を入れる必要がある障害者施策[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	今後10年間の杉並区に望むこと[自由記述]	○	○	○	○	○	○	○

地域自立支援協議会「高齢障害者部会（仮称）」準備会報告

1. 部会立ち上げの経緯

障害者地域自立支援協議会第5期（H27～H28年度）、第6期（H29～30年度）相談支援部会の中で高齢障害者の課題検討を行うグループを立ち上げた。グループ活動では、相談支援専門員やケアマネジャーが介護保険への移行期やケースとして関わる中で、お互いの制度の理解（わからない部分の共有等）やそれぞれの仕事内容等を共有・検討していける場や機会が必要であること、またそれらがニーズ・課題として上げられていることが再確認された。

その結果、相談支援専門員だけでなく高齢・障害に関わる多分野の方に参加をしてもらい、部会として課題の整理・情報共有を検討していくことの必要性が確認されたことから、準備会を立ち上げ、今年度中の部会開設を目指すこととなった。

2. 高齢障害者部会（仮称）準備会報告

【準備会メンバー】

- ・特定相談支援事業所：やどり木（修理）、ういる（高橋）
- ・ケアマネ協議会：トモニー（江前）、青い鳥（相田）
- ・障害者地域相談支援センター：すまいる高井戸（大倉）
- ・障害者施策課：地域ネットワーク推進係（白石、池田）

【部会の目的（案）】

- ① 障害福祉と介護保険の違いの理解と共有
- ② 年齢を重ねても暮らし続けられる地域づくり

【部会参加が想定されるメンバー】 ※準備会メンバーも部会参加

- ・相談支援事業所 ・福祉事務所 ・保健センター ・通所（B型・生活介護）
- ・ヘルパー事業所 ・ケア24 ・障害当事者 ・高齢者在宅支援課

3. 準備会の中で取り上げられた話題

- ・共生型サービスとケアプラン包含について
- ・介護支援専門員と相談支援専門員の違い
- ・介護保険サービスと障害福祉サービスの違い
- ・視覚障害者の介護保険移行時の課題について

4. 今後のスケジュールについて

- ①8/8の自立支援協議会にて進捗状況を報告、意見を伺う
- ②9/4に第二回準備会開催
- ③11月の自立支援協議会にて報告、了承をもらう
- ④12月には部会スタート予定

7/1 幹事会記録

令和元年7月1日に行われた幹事会において、5月28日実施された第1回本会での意見を基に、今後本会で取り扱うテーマについて検討し、以下の意見が出された。

- 来年度の計画改定、基礎調査、前期残された課題等も踏まえてテーマを選ぶ必要がある。
 - 部会で議論できるテーマとは切り分けて設定した方がよいのではないか。
 - ネットワークに関することは、横断的なテーマであり視野に入れた方がよい。
 - テーマを広げると抽象度が高くなって議論が浅くなり、絞り深めすぎると関係の薄い委員の理解が難しくなり議論が偏ってしまうというジレンマがある。
 - 課題検討とそれに基づく必要な資源作りについては恒常的なテーマであり議論が必要か。
- 権利擁護の議論も部会では議論がしきれておらず、大きなテーマとなっている。「意思決定支援」について意見があがったが、検討をしていく必要はある。
- ・それぞれの立場からの実践について意見交換してもよいか。
 - ・他自治体の取組としては…
 - 意思決定支援についての認知度や実践、工夫等をアンケートで調査し権利擁護部会で取りまとめ意見交換をした。その前に、厚生労働省の示しているガイドラインを共有し、そのガイドラインについての意見交換を行った。意思決定支援の他に、ライフステージ毎にそのステージ特有の課題について抽出し議論することも行っている。
 - ・認知症の人向けの意思決定支援ガイドラインのことも知っておく必要があるのではないか。障害者向けのものとは異なっている部分(=代行行為は含まれない等)もあり比較検討する材料になる。
 - ・地域がどれくらい「意思決定支援」を意識しているのかを知る必要もある。
 - 支援者の中で「意思決定支援ガイドライン」の認知度はどれくらいあり、実践として意思決定支援はどの程度どのように行われているのかを調べてもよいかもしれない。
 - 支援者だけでなく、家族の実践についてはどうか？
 - 支援者が親を上から諭す形にならないように注意が必要。親には親なりの気持ちや意思があり、それは尊重していく必要がある。まずは、業務として支援者がきちんと実践しているかを問うた方がよい。
 - ・意思決定支援が実施されているかチェックする仕組みがないことも課題ではないか。
 - 例えば、個別支援計画の作成時、重度の知的障害がある人の自己決定や自己選択

への支援がどの程度丁寧に支援が行われているのか。支援者によって見立てが違
うこともあると思うが、どのようにすり合わせているか。等

- ・他自治体の取組のように調査をして、実態を把握するか？意思決定支援の考え方をま
とめて啓発していくか？本会での議論の仕方を検討する必要がある。

→例えば、意思表示の支援について環境調整等の工夫についての意見交換など、
協議会で議論をしやすい土台は用意しないといきなりの意見交換は難しいか
もしれない。

→良事例を集めて、まずは共有するという形もいいかもしれない。

→厚労省の示している意思決定ガイドラインもはじめから「ありき」ではなく、
きちんと再確認し、杉並としてどのようなスタンスをとっていくのか確認して
いく必要がある。

→啓発活動として、「意思決定支援」の研修の仕組みを議論しながら作っていく
方向も成果物があり、議論が進みやすいか。

→実践の中での事例を出し合って検討などすれば、より具体的で理解がしやすい
か。

→意思決定支援において大事なものは具体的な「方法」よりもまず本質的な「価値」
の確認が大事。なぜ意思決定支援をしないといけないのかという議論は必要。

○上記のように、様々な意見が出されたが、幹事会として「意思決定支援」をテーマに本会
で議論をしていくという方向を確認した。

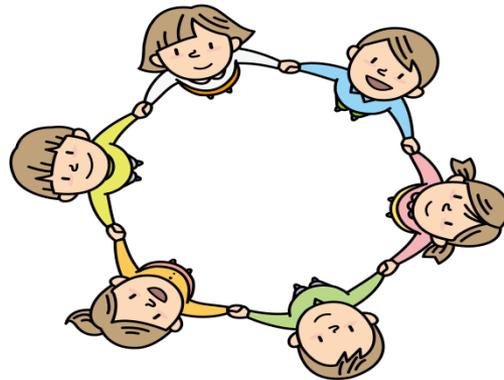
→ガイドラインありきではないが、ガイドラインの中身の確認は必要か。

→議論をはじめるとあたっては、共通認識を持ち、話し合いの土壌を作っていく必要が
ある。できれば、高山先生に「意思決定支援」の講義をして頂けるとありがたい。

以上

意思決定支援とは何か

- 「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」
(厚生労働省、2017)
- 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」
(厚生労働省、2018)
の確認から—



2019年度第2回杉並区障害者地域自立支援協議会

2019.8.8

報告者：高山由美子

「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」
以下、障害者意思決定支援ガイドライン) の策定の背景

- ・障害者の権利に関する条約第12条(法律の前にひとしく認められる権利)

→意思及び選好の尊重

- ・障害者基本法第3条(地域社会における共生等)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第1条の2(基本理念)

→どこでだれと生活するかについての選択の機会の確保

- ・障害者総合支援法第42条等(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

→障害福祉サービス事業者への利用者の意思決定支援への配慮要請

「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」
(以下、障害者意思決定支援ガイドライン)の策定の趣旨

- ・国内法の基盤となる「障害者の権利に関する条約」を具体化(真のノーマライゼーションの実現、権利擁護の実践)が求められる中で、障がい者の「自己決定の尊重」に基づいた支援の重要性を指摘。
 - ・「自己決定」が困難な人への支援の枠組み・方法・標準的なプロセスの必要性。
- ➡ガイドラインで「意思決定支援」の枠組みを提示

障害者意思決定支援ガイドラインにおける 意思決定支援の定義

「意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。」

意思決定を構成する要素

1. 本人の判断能力

慎重なアセスメントの必要性

2. 意思決定支援が必要な場面

①日常生活における場面

例) 食事・衣服の選択、外出、余暇活動等

②社会生活における場面

例) どこで誰と生活するかについての選択等

3. 人的・物理的環境による影響

本人との関係性、日常の環境や経験の有無等

意思決定支援の原則

1. 本人への支援は、自己決定の尊重に基づいて行う。
2. 支援者の価値観から不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しない場合の選択の尊重。
3. 本人の自己決定や意思確認が困難な場合における関係者による根拠を明確にした推定。

(* ただし、3. は意思決定支援としてよいかのか？)

最善の利益の判断

1. メリットとデメリットの検討(本人の立場から)
2. 相反する選択肢の両立
3. 自由の制限の最小化

意思決定支援の枠組み

1. 意思決定支援責任者の役割
意思決定支援会議の企画・運営等
2. 意思決定支援会議の開催
関係者による「サービス担当者会議」「個別支援会議」との一体的実施等
3. 意思決定が反映された個別支援計画等の作成
4. モニタリング、評価及び見直し

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」
(以下、認知症意思決定支援ガイドライン)の背景と趣旨

・「成年後見制度の利用促進に関する法律」を受けて設置された、成年後見制度利用促進委員会において、「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」との指摘があった。

➡認知症ガイドラインでは、認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方(理念)や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理し、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指す。

認知症意思決定支援ガイドラインにおける 意思決定支援の定義

○認知症の人であっても、その能力を最大限活かして日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援者による本人支援をいう。(脚注iv)

<脚注iv> 本ガイドラインは、認知症の人の意思決定支援をすることの重要性にかんがみ、その際の基本的考え方等を示すもので、本人の意思決定能力が欠けている場合の、いわゆる「代理代行決定」のルールを示すものではない。今後、本ガイドラインによって認知症の人の意思決定を支援してもなお生ずる問題については、別途検討されるべきで、この点は本ガイドラインの限界と位置付けられる。本ガイドラインは、本人の意思決定支援のプロセスは、代理代行決定のプロセスとは異なるということを中心的な考えとして採用している。

認知症意思決定支援ガイドラインにおける 意思決定支援の定義

○本ガイドラインでいう意思決定支援とは、認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む（脚注 v）

<脚注 v> 本人が意思を形成することの支援を意思形成支援、本人が意思を表明することの支援を意思表明支援、本人が意思を実現するための支援を意思実現支援と呼ぶこともできる。

藤沢市障がい者支援協議会の取り組み

- ・地域における本人の意思決定支援を尊重した支援の充実に向けて、2017年度より協議及び事例の収集を実施。2019年3月に報告書をまとめる。
 - 同協議会委員、選出母体の構成員(含、当事者)に対する「本人の意思決定を尊重した支援」に関するアンケート
 - 同協議会委員、選出母体が関係する障がい児者の家族に対する「本人の意思の伝え方、本人の希望や気持ちを知るための工夫等」に関するアンケート
 - 福祉・医療・教育機関等に対し、実践している意思を尊重した取り組みについてのヒアリング

津久井やまゆり園 事件後の取り組み

- ・「“ともに、生きる”とは 障害者殺傷事件から見えてきたもの」
→「NHKスペシャル“ともに、生きる”～障害者殺傷事件2年後の記録」(2018年7月21日放送)
(別紙資料 Nスペplus)
- ・「やまゆり園か地域か 暮らし 自ら選ぶ」
(別紙資料 朝日新聞 2019年7月24日朝刊)

意思決定支援の実施において重要なことから

- 意思決定支援における意思疎通、合理的配慮
- 支援者による理念の共有化、知識・技術の向上
- 意思決定支援の根拠となる記録の作成(実践の言語化)
- 本人を中心に家族を含めた関係者、関係機関との連携
- 本人をはじめ関係者への説明責任に遂行

意思決定支援とは

- 「自己決定」は能力でとらえるのではなく、「権利」としてとらえる。
- 意思決定支援は単純な「代行決定」ではない。
- 意思決定支援において、支援者（専門職）は迷い、悩む場面があって当然。
- 専門職だけでは、なし得ない支援だととらえる。
- 誰にとっての「最善の利益」なのかを問い続ける。

文献・資料

- ・「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」（厚生労働省、障発0331第15号、2017）
- ・「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（厚生労働省、2018）
- ・『「本人の意思決定を尊重した支援」に関するアンケート及び実践事例報告書』（藤沢市障がい者総合支援協議会、2019）
- ・NスペPlus
<https://www.nhk.or.jp/special/plus/articles/20180817/index.html>

“ともに、生きる”とは 障害者殺傷事件から見えてきたもの

2018年10月5日

2016年7月、相模原市の津久井やまゆり園で起きた障害者殺傷事件。元職員だった植松聖被告は、「意思疎通のできない人間は生きる価値がない」という理不尽な理由で19人もの命を奪った。あれから2年。今、被害者やその家族のもとで、大きな変化が生まれ始めている。悲劇を乗り越え、1歩踏み出そうとする人たちの姿を追った。

行きすぎた合理主義が弱者排除の風潮を生む

2016年7月、相模原市の津久井やまゆり園で起きた殺傷事件。現在、拘置所にいる植松聖被告は、自分を批判する人などに向け、300通を超える手紙や手記を発信している。「生産能力のない者を支える余裕はこの国にはない」と主張する植松被告。いまなお、社会に自らの主張を広めようとしている。

社会が事件を乗り越えるカギを探ろうと、植松被告と直接面会する人も出てきている。事件直後から新聞やインターネットで発言を続けてきた社会学者で、和光大学名誉教授の最首悟さん。娘の星子さん（41歳）はダウン症で、重度の知的障害がある。最首さん夫婦は40年にわたって星子さんを自宅で介護してきた。

最首さんは新聞の論評の中で、植松被告は社会が作り出した病だと指摘していた。経済的に役に立つかどうかだけで人を判断する、行きすぎた合理主義の風潮を感じ取ったからだ。

今年4月、そんな最首さんのもとに、論評を読んだ植松被告から突然手紙が届いた。

「最首さんは問題解決を目指していないよう映ります。周りに多大な迷惑をかけ続けても、生きていたいと考えていますか。」（植松被告の手紙より）

19人を殺害し、裁判を控える植松被告。拘置所で新聞記事や本を読み、自分の考えを否定する人やメディアに対し、手紙を送り続けている。最首さんは、植松被告が作り出したというあることばに目を留めた。

「心失者（しんしつしゃ）」。

「意思疎通ができない人は心を失っている」と植松被告は決めつけていた。

娘の星子さんは、これまでことばを話したことはないという。それでも、海や公園に連れて行くと、豊かな表情を見せてくれた。最近は外出する機会が減り、星子さんの表情の変化を読み取ることは難しくなった。しかし、夫婦は星子さんのちょっとしたしぐさや声から、心の内を感じ取ろうとしている。

「人間には心がある、あるいは最終的には意識とか意思がある。生きるということのなかでの、本当のさびしさとか、悲哀、そして、幸せと感じる瞬間もあるということについては、彼は本当に薄っぺらい。そういうことについての体験がない。『殺してやったほうが、この子のためでしょう』と、これが一番の大きなお世話。そんなこと言えるわけがない。」（最首さん）

事件から2年がたつ2018年の7月。最首さんは植松被告からの手紙を受けて、拘置所で直接話すことにした。接見で植松被告は、淡々とした口調で最首さんを批判した。

植松被告「大学で指導する人が、社会の負担になる心失者と暮らすなんてありえません。」

最首さん「星子と暮らすのは大変ではありません。大変ならば、一緒に暮らせないでしょう。私はあなたの手紙に返事を書くつもりです。長い期間にわたってのやりとりになるかもしれません。」

手紙を書くにあたり、最首さんの念頭にあったのは、植松被告だけではない。ネット上に今なお存在する植松被告のことばに同調する声。社会に潜むそうした“声”にこそ、自分が感じてきたことを伝えたい。最首さんは植松被告への手紙の内容を公表するつもりだ。

「植松青年に向かって、書くとか語るといふのをこえていきますね。むしろ、もっと多くの人たちに向かって、答えていくということになるでしょう。重度の寝たきりの障害者とか、認知症老人というのは、意思疎通ができなくなったら、人間としては疑わしくなるんじゃないか。そういう考えは非常に多いと思う。それは違うということは指摘しなきゃいけない。」(最首さん)

被害者とその家族に訪れた大きな変化

なぜ、19人を殺害するにいたったのか。NHKは植松被告に接見を繰り返し、それを探ってきた。

「『この年になって、このままじゃ何もないなあ』とっていました。自分の人生は有意義だと思いたくてやりました。彼らの存在自体が不幸を作るといふ考えは変わっていません。」(植松被告)

2年前の7月26日未明。植松被告は車で乗りつけ、かつて働いていた施設に侵入。ねらわれた津久井やまゆり園には当時、およそ150人が入所していた。植松被告は入所者が眠る部屋をまわり、意思疎通ができないと見ると刃物で次々と刺し、19人を殺害、27人に重軽傷を負わせた。犠牲者は、差別や偏見を恐れる遺族の意向などから、今も名前は明かされていない。

惨事に見舞われたやまゆり園の人たち

事件から3週間後に、傷を負った息子を見舞った夫婦がいた。尾野剛志さんと妻のチキ子さん。息子の一矢さんは首や腹など5か所を刺され、一時、意識不明となる重傷を負った。事件のショックから、一矢さんは情緒不安定で興奮状態になることもあったという。

しかし、事件から2年がたち、一矢さんに大きな変化が生まれている。事件後、やまゆり園は建て替えが決まり、別の場所で生活してきた一矢さんたち入所者。

以前は、尾野さんの仕事も忙しく、親子が会えるのは月に1回程度だったが、事件のあと、傷ついた一矢さんのそばにできるだけ寄り添ってきた尾野さん。親子で多くの時間を重ねるなか、一矢さんはこれまでにない表情やしぐさを見せるようになった。

(スタッフ)「ごはんはおいしかった？」

一矢さん「おいしかった。おにぎりおいしかった。」

剛志さん「初めてだよ、聞いて、ちゃんと答えてくれたのは。」

チキ子さん「初めてです。びっくりした、私。このうれしそうな顔。」

「こうやって一矢としょっちゅう接するようになってから、一矢も変わってきたし、僕も一矢に、ちゃんと気持ちを入れて、心を入れて、一矢と接するようになったから、そういう点で変わったと思う。」(尾野さん)

見えづらくても確かにある「意思」

植松被告に意思疎通ができない「心失者」と決めつけられ、命をねらわれた人たち。事件のあと、新たな1歩を踏み出した人がある。

20年以上やまゆり園で生活していた、松田智子さん。事件のとき隣の部屋にいた女性は、植松被告に殺害され、母親の恵実子さんは、大きな衝撃を受けた。

「生産性がない人とか、名前が書けないとか、話せないとか。そういう人は生きている価値がないというのは、やっぱり、智子たちは社会に生かされているところはあるから、とてもしんどいなと思います。」(恵実子さん)

智子さんは、歩き回ることが好きな活発な子どもだった。しかし、突然外に飛び出すなど徘徊がひどくなり、家族だけではみられなくなり、17歳でやまゆり園に入所した。その後、足をケガしたことをきっかけに、行動を制限されるようになった。やまゆり園がつけていた智子さんの支援記録によると、事件前は、ほぼ毎日車いすに拘束され、長い日は、12時間以上に及んでいた。人手が限られるなか、「見守りが難しい」とされたためだった。

智子さんは次第に意思を示さなくなっていくと言った。

「しかたないと思ってきました。今は、もうしかたないと。他の方法は考えられなかったから。引き取ることもできなかったし。」(恵実子さん)

事件後、神奈川県は障害者の支援について新たな方針を打ち出した。やまゆり園の入所者が、どのような暮らしを望むのか。今後は家族や周りの人の考えではなく、「本人の意思」を尊重して決めることにしたのだ。

今年3月、母親の恵実子さんと智子さんは、この取り組みを進めている施設を訪れた。

職員「はじめまして。智子さん、どれ飲みます？」

職員に、好きな飲み物を選ぶよう勧められた智子さん。見つめるだけで手を伸ばすことはない。しかし、飲み物を口元に運ばれると、飲み始めた。専門性のある職員が智子さんの意思を丁寧にくみ取っていく。職員たちは生活のあらゆる場面で、智子さんの意思を見ていくことになった。

あるとき、智子さんは突然立ち上がって、どこかに行こうとした。職員は行動をむやみに制限せずに付き添う。

職員「どこ行くの？ 一緒に行こう。」

職員が特に意識してみるののは、目の動き。智子さんは何に関心があるのか、時間をかけて探っていく。重度の障害者を「心失者」と決めつけた植松被告。現場では、丁寧にその意思をくみ取る日々が続いていた。

「そもそも、心失者という思想とか、そういうのは分からないですけど、1つ言えるのは、意思は、日常と切り離せないものなんですね。日常の中に意思があるので、本当はどうなのか、というのを問いかけてみる。」(障害者支援施設「てらん広場」施設長 大川貴志さん)

支援が始まって3か月がたったある日。智子さんは近くのカフェに出かけた。智子さんの39歳の誕生会だ。

職員「どれがいい？」

職員「見てるね、どれが、いいだろうね。今どこ見てる？ここらへん見てる。」

職員「これ？」

智子さんがビーフシチューを見ていることに気付き、職員が注文した。

職員「智子さん、お誕生日、ちょっと早いけど、おめでとうございます。」

智子さんにビーフシチューをつけたパンを渡し、食べる智子さん。食事が終わりかけたころ、智子さんが自らパンをシチューの皿にいれた。その行為から智子さんの「意思」を感じ取った職員。

職員「あれ？見てた？」

職員「つけるっていうことかな。つけてってこと？パンにつけるってことなのかな。見てて、覚えたんだ。すごい、智子さん。つけたほうがおいしいって分かったね。」

職員「食べた、すごい。やっぱり、分かってたんですかね、今の。つけたほうがいいって。」

3 か月前は目の前の飲み物に手を伸ばそうとしなかった智子さん。見えづらくても、確かにある意思。ともに探る模索は続いている。

事件が突きつけた社会への問い 人生を変えた人も

事件から2年。障害のある人や支える人たちにはさまざまな変化が生まれている。一方、NHKのサイトに寄せられた声からは、今なお事件が突きつけた問いに戸惑う社会が垣間見える。

「根底にあるのは、『障害者が嫌』という思いではないでしょうか？自分の中の『差別』を取り去っていくしかないと思います。」（30代女性 福祉職）

「障害者がいなくなればいい、とは思わずとも、できればあまり関わりたくないと思ってしまいます。」（20代女性 学生）

「技術が進んで出生前診断とかしてますよね。それってこういう話につながっていく気がするんです。」（30代男性 会社員）

社会は事件とどう向き合っていけばいいのか。事件はそれまで障害者と無縁だった人たちにも変化をもたらしている。

愛知県に住む勝田雄一さんは、事件当時、自動車の部品工場で働いていた。単純な作業の繰り返しで、生きる意味に悩むことさえあったという勝田さん。殺人という行為は許せないものの、植松被告のことばが自分自身にも重なったと言います。

「もし自分が障害者になったときに、果たしてそれでも自分は生きていたいと思うかなって。そのときの僕の答えはノーだったんですよ。これは、そういう状態で生きている人たちの人生をある意味否定しているんですよ。自分自身にも向けられた感じがしたんですよ。自分自身に生きている意味があるのか、価値があるのかという。」（勝田さん）

ところが、事件の5か月後。ラジオに出演していた障害者と共に働く男性のことばを偶然、耳にする。

「容疑者は障害者なんていないほうがいいみたいなことを言ってるんですが、いたほうがいい。容疑者のことばをことばで批判することは簡単なんです。それよりもやっぱり一緒に生きていったほうがいい事実を作ってく。」（NHK ラジオ深夜便 平成28年12月16日放送より）

このことばの意味を知りたいと思った勝田さんは、ラジオで話していた、横浜でパン屋を営む高崎明さんを訪ねた。

高崎さんの店では、重度から軽度の知的障害がある人およそ40人が働いている。養護学校で30年以上教員を務めた高崎さん。8年前、障害のある人が働きながら、地域との接点を持てるように店をオープンした。高崎さんに勧められ、1日、一緒に働いた勝田さん。気付かされたことがあったという。

「一緒に時間を楽しむということに、それでいいんだなと。それまでの自分の意味とか価値とかに対する視野が広がった感じがあって。」(勝田さん)

そして2017年10月。勝田さんは重い障害のある子どもたちを支援する仕事につくことを決めた。障害のある人と毎日、接するようになった勝田さん。折にふれ、高崎さんに悩みを相談している。

勝田さん「本当に重度の子たちとかもいて、ちょっとどう接したらいいか分からないみたいなどころがあるんですね。正直なことを言えば、その生きる意味というか、そういうものがやっぱりよぎりましたよね。」

高崎さん「初めは分からなくて非常に混乱すると思うけども、苦労したほうが良いと思う。そんな深刻な顔で悩まずにさ。相模原事件を越える社会をどうやって作るかという、ああだこうだと理屈っぽい話じゃなくて、やっぱり彼らとのいい1日をどこまでこつこつと作り上げていくかということではない。」

一日一日を作り上げていった先にどんな風景が見えるのか。模索は始まったばかりだ。

「きれいごと」を実現させる 発想の転換が必要

重い障害のある人たちにどんな意思があり、どこまで近づくことができるのか。最首さんは娘との41年間で、自ら問い続けてきたことをつづり始めている。

「わからないからわかりたい。でも1つわかるとわからないことが増えているのに気付く。人にはどんなにしても、決してわからないことがある。そのことが腑に落ちると、人は穏やかなやさしさに包まれるのではないか。」(最首さんの手紙)

映画監督の森達也さんは、さまざまな人たちが共生する社会を「きれいごと」だと片付けてしまわないことが大事だと言う。

「社会の成熟とは何か、1つはきれいごとをいかに実現していくか、かつてであれば、年老いた人、病気の人、社会的弱者は、どんどん死んでいった、そんな社会状況もあったわけです。でも今はどんどん変わってきている。それは、どんな人でも価値があるんだと、命は平等なんだと、きれいごとですよ、当時からすれば。でもそのきれいごとを、僕たちは実現してきた。そして現在がある。いろんなものをみんな抱えているし、そのグラデーションの中で、生きているわけです。そうした意識をみんなが持てば、少し社会もステップアップできるんじゃないかなという気がします。」(森さん)

自身も障害のある東京大学准教授の熊谷晋一郎さん。立場の弱い人を排除し、多数の意見が正しいとする今の社会には発想の転換が必要だと指摘する。

「不要な存在とか、肩たたき(リストラ)とか、それを今、マジョリティも、潜在的に感じ始めていて、生き残ろうと思って、視野狭窄に陥れば、自分がいかに能力があるか、人は能力がないかを証

明することに躍起になる。そっちにいくのか、それとも、連帯のほうにいくのか、そもそもマジョリティも含め、こんなにみんなが安心して、暮らせない世の中のほうがおかしいんじゃないというふうにして、マジョリティと、マイノリティが連帯するというオプションもありえるわけです。」(熊谷さん)

社会に芽生えた兆しを私たちは確かなものにしていけるのか。障害者殺傷事件から2年。問いかけは続いている。

この記事は、2018年7月21日に放送した「NHKスペシャル “ともに、生きる” ～障害者殺傷事件2年の記録～」を基に制作しています。

* 下線は高山が加筆

参考：「19のいのち」 <https://www.nhk.or.jp/d-navi/19inochi/>

令和元年度杉並区地域自立支援協議会 相談支援部会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	佐藤 一人	障害者地域相談支援センターすまいる高井戸ピア相談員	障害当事者
2	中島 直子	障害者地域相談支援センターすまいる荻窪ピア相談員	障害当事者
3	小林 重吉	武蔵野赤十字病院	障害当事者
4	下田 一紀	杉並区障害者自立生活支援センターすだち	特定相談支援事業所
5	修理 美加沙	やどり木	特定相談支援事業所
6	早野 節子	相談支援事業所かすみ草	特定相談支援事業所
7	前木 秀規	すぎなみ障害者生活支援コーディネートセンター	特定相談支援事業所
8	佐藤 陽子	いたる相談室	特定相談支援事業所
9	寺西 宏晃	障害者地域相談支援センターすまいる荻窪	委託相談支援事業所
10	石井 真由美	障害者地域相談支援センターすまいる高円寺	委託相談支援事業所
11	菅原 みゆき	障害者地域相談支援センターすまいる高井戸	委託相談支援事業所
12	溝口 妙佳	杉並区立済美養護学校	教育機関
13	大谷 紀子	ケアプランセンター杉並	ケアマネ協議会
14	太田 博幸	杉並区就労支援センター若者就労支援コーナー すぎJOB	就労関係
15	望月 俊彦	杉並福祉事務所荻窪事務所	行政
16	福田 千里	高円寺保健センター	行政
17	松本 恵衣	杉並区立こども発達センター	行政
18	梅津 幸一	杉並区児童発達相談係	行政
19	大岡 真由美	障害者生活支援課地域生活支援係相談支援担当	行政
事務局	池田 恵子	障害者施策課地域ネットワーク推進係長	
	田邊 信広	障害者施策課地域ネットワーク推進係主査	
	中村 はな子	障害者施策課地域ネットワーク推進係	
	鈴木 希英	障害者施策課地域ネットワーク推進係	

令和元年度 杉並区地域自立支援協議会 地域移行促進部会名簿

	氏名	所属	
1	高村 裕子	すまいる荻窪	
2	小佐野 啓	あおばケアセンター	
3	阿多 美美代	あおいサポートステーション	
4	中川 祐太	福は家相談室	新
5	前沢 高志	井之頭病院 相談室	
6	菅 貴子	長谷川病院 医療社会事業部	
7	小野 直美	済美福祉相談室	新
8	吉村 久子	野崎クリニックリリーフ訪問看護ステーション	
9	松原 泉	和泉保健センター	
10	永沢 文子	杉並保健所保健予防課	
11	遠藤 努	ピアサポーター	
12	蟹沢 志穂	東京都立中部総合精神保健福祉センター	
13	澤口 奈央	グループホーム	新
14	荒瀬 まゆみ	在宅医療生活支援センター	新
事務局	佐々木 夏枝	障害者施策課地域ネットワーク推進係	
	目黒 紀美子	障害者施策課障害者保健担当	
	平井 秀明	障害者生活支援課施設整備担当係長	

令和元年度杉並区地域自立支援協議会 働きかたサポート部会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	川口 理恵子	杉並区障害者雇用支援事業団	就労支援機関
2	島田 有三	障害者地域相談支援センターすまいる高円寺	相談支援(区委託)
3	渡辺 英夫	どんまい福祉工房	就労継続支援B型
4	齋藤 聡	すまいるフラワー	身体障害当事者
5	風元 奈津子	ワークサポート杉並	知的障害当事者
6	原田 泰宏	アゲイン	精神障害当事者
7	小林 三冬	福は家相談室	特定相談支援事業所
8	吉岡 淳志	ゆい企画	就労移行支援
9	渡邊 奈都	いたるセンター SDGs推進室	就労継続支援B型
10	小野寺 肇	都立中野特別支援学校	特別支援学校
11	小野崎 敦	杉並区就労支援センター(すぎトレ)	就労支援機関
12			
13			
14			
15			
事務局	ジングナー弘美	障害者生活支援課就労支援担当	
	齋藤 美紀	障害者施策課地域ネットワーク推進係	